



# 島根県報

平成19年 7月13日 (金)

第 1,896 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	( " )	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	2
保安林の指定施業要件の変更 ( 2 件 )	(森 林 整 備 課)	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( 3 件 )	( " )	4
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	6

### 特定調達公告

島根県警察情報ネットワークに係る広域通信網サービス利用契約に係る一般競争	(警 察 本 部)	6
--------------------------------------	-----------	---

### 入札の実施

### 雑 報

平成19年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施	(消 防 防 災 課)	8
平成19年度液化石油ガス設備士試験の実施	( " )	9
公益信託しまね女性ファンドの第15期の信託事務及び信託財産の状況	(環 境 生 活 総 務 課)	10

## 告 示

### 島根県告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した次の指定医療機関は、事業廃止の事実が認められ、同条の指定を廃止したので告示する。

平成19年 7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
山根眼科医院	出雲市大津町2102	平成11年 3月11日
南薫堂医院板井川出張所	益田市美都町板井川422の 2	平成13年 7月 9日
有限会社神西薬局	出雲市神西沖町2209番地 4	平成17年12月27日
美郷町君谷診療所	邑智郡美郷町京覧原248 - 4	平成18年 3月 2日
都谷外科・整形外科	松江市中原町52番地	平成18年 9月30日
玉中産婦人科医院	江津市江津町1520	平成19年 1月31日
ひよこ薬局	浜田市熱田町541 - 1	平成19年 1月31日

島根県告示第587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

施術機関の名称	所在地	廃止年月日
藤村整骨院	出雲市今市町1190-70	平成12年3月1日

島根県告示第588号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
松江保健生活協同組合	通所介護	生協にこここデイサービス	松江市西津田七丁目14番21号	平成19年7月1日
	介護予防通所介護			
有限会社 いわみライフセンター	通所介護	ライフセンター國府	浜田市国分町600	平成19年7月1日
	介護予防通所介護			
合同会社 ジェイ・ケア・ネット	福祉用具貸与	合同会社 ジェイ・ケア・ネット	松江市宍道町伊志見71番地19	平成19年7月17日
	特定福祉用具販売			
	介護予防福祉用具貸与			
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（津和野）地区徳次工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年7月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成19年7月13日から21日間
- 3 縦覧の場所

津和野町役場

島根県告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年 7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和28年 4月28日農林省告示第290号、昭和35年 5月11日農林省告示第422号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第591号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和35年11月 9日農林省告示第1139号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第592号

平成19年島根県告示第503号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年 7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
仁多郡奥出雲町八川1182 - 1	糸原 操	松江市東朝日町151番地25

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第593号

平成19年農林水産省告示第777号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市旭町都川2558 - 6、2558 - 8、2559、2571	荒木 和壽	浜田市朝日町51 - 2
浜田市旭町都川2553 - 1、2553 - 8	大屋 恵	広島市佐伯区五日市町750 - 2
浜田市旭町都川2594 - 1 から2594 - 4まで	大屋 敏男	広島市東区二葉の里3丁目4 - 20
浜田市旭町本郷1741、1741 - 2、1759 - 1、1759内1	大田 源四郎	浜田市旭町都川59
浜田市旭町都川2589 - 3、2589 - 4	岡野 悟	浜田市治和町口481
浜田市旭町都川2560 - 2	斉藤 顕義	浜田市黒川町135 - 3
浜田市旭町本郷1744、1744 - 1、1744 - 2、1748 - 1、1748 - 3、1748 - 4、1749 - 1、1750、1751、1752、1752 - 1、1753、1754、1754 - 1、1755、1756、1756 - 1、1757 - 1、1757 - 2、1757 - 4、1758 - 1、1758 - 4、1758 - 5、1759 - 2、1759 - 4	田中 一雄	浜田市旭町本郷1759 - 5
浜田市旭町本郷1921、1929	田村 文三郎	浜田市旭町本郷1320
浜田市旭町本郷1745 - 1	長谷信用組合	江津市桜江町長谷1587 - 2
浜田市旭町都川2566、2586 - 2	藤沢 幸	広島市中区西川口町16番23号
浜田市旭町本郷1925、1935、1935 - 1	西本五郎右衛門	浜田市旭町本郷1301
浜田市旭町都川2558 - 6、2558 - 8、2559、2571、2576、2581、2587、2588 - 1	藤沢 寿晴	広島市安佐北区高陽町小田106 - 122
浜田市旭町都川2574	山崎 幾雄	京都市左京区鹿ヶ谷法然院町18 - 1
浜田市旭町都川2588 - 4	山崎 岩市	浜田市旭町都川2588 - 4
浜田市旭町都川2571、2576、2581、2587、2588 - 1	山崎 重智	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘35 - 1
浜田市旭町本郷1920 - 1、1945 - 1、1945 - 2	芳川 浅市	浜田市旭町本郷1428
浜田市旭町本郷1964	芳川 権十郎	浜田市旭町本郷1418
浜田市旭町本郷1919 - 4、1962、1962 - 1、1962内1、1963、1964	芳川 孫四郎	浜田市旭町本郷1418
浜田市旭町本郷1945 - 7、1961	芳川 信義	浜田市旭町本郷1428
浜田市旭町本郷1960、1960 - 1、1960 - 2、1930 - 3、1965 - 1	芳川 義蔵	浜田市旭町本郷1441
浜田市旭町本郷1932	渡辺 俊夫	浜田市旭町都川2011 - 1

2 保安林として指定された目的

## 水源のかん養

## 島根県告示第594号

平成19年農林水産省告示第778号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年 7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市大東町篠淵800、1164	安井 正徳	雲南市大東町篠淵1031
雲南市大東町篠淵1154	安井 秀男	雲南市大東町篠淵635
雲南市大東町篠淵620 - 2	安井 十次郎	雲南市大東町篠淵621
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	足立 音次郎	仁多郡奥出雲町稲原57 - 1
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	糸原 操	松江市東朝日町151 - 25
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	稲田 幸枝	広島市安佐北区亀山南1 - 15 - 9 - 4号
雲南市大東町塩田1055	大塚 興義	雲南市大東町塩田85
雲南市大東町塩田1052	大塚 由充	雲南市大東町篠淵202
雲南市大東町上久野1552 - 3	小川 武夫	雲南市大東町1200
雲南市大東町下久野1280 - 20	落合 又三郎	雲南市大東町下久野854
雲南市大東町下久野1273 - 3、1273 - 4、1273 - 13	落合 宗右衛門	雲南市大東町下久野854
雲南市大東町上久野1865	景山 愛三郎	雲南市大東町上久野715
雲南市大東町塩田231、273、274、276、280、1015から1018まで、1022、1029 - 1、1029 - 2、1035から1037まで、1038 - 1	黒川 常政	雲南市大東町上久野221
雲南市大東町刈畑1304、1305 - 1、1944 - 2、1944内2、1946 - 2、1963 - 2、1993	黒川 正直	雲南市大東町刈畑1395
雲南市大東町刈畑1395、1396	黒川 吉三郎	雲南市大東町刈畑1393
雲南市大東町下久野967、974	郷原 光子	雲南市大東町下久野140 - 1
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	佐伯 忠男	仁多郡奥出雲町八川941
雲南市大東町塩田1011 - 3	新田 重夫	雲南市大東町塩田995 - 1
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	福島 久男	鳥取県米子市富益町597 - 16
雲南市大東町塩田954	藤原 美延	松江市西津田町1401 - 1
雲南市大東町篠淵801 - 1、1189 - 1	藤原 亀太郎	雲南市大東町篠淵1118
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	藤原 テル工	出雲市大塚町923 - 4
雲南市大東町塩田114 - 2、1079 - 2	村上 平左衛門	雲南市大東町塩田27
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	小林 徹	出雲市矢野町123 - 3

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第595号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市西林木町195番地先から同市東林木町1097番地先まで	メートル 572.00	平成19年 7月13日	出雲県土整備事務所	

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年7月13日

島根県警察本部長 山 田 幸 孝

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察情報ネットワークに係る広域通信網サービス利用契約について

(2) 通信回線の仕様等

入札説明書による。

(3) 通信回線設置場所

島根県警察本部及び警察署等の40か所の庁舎

(4) 回線利用期間

平成20年3月1日から平成24年2月29日まで

(5) 初期導入

契約日から平成20年2月29日

(6) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札金額とするので、入札書に記載する金額は見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の105分の100に相当する金額とすること。

落札決定にあたっては、最低入札価格をもって落札金額とする。

2 入札参加資格

入札参加者にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 電気通信事業法第9条の登録を受けた者であること。

- (4) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入もしくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。
- (5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本件入札に関し提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の確認を受けたものであること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課用度係  
電話 0852-26-0110(内線2235~2236) FAX 0852-28-7111

#### (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成19年7月13日から7月31日のまで間、上記(1)の場所において交付する。  
(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

#### (3) 入札説明会

ア 日時 平成19年7月18日(水) 午後2時  
イ 場所 島根県松江市殿町2番地 島根県第二分庁舎 4階第一会議室

#### (4) 入札書の受領期限

平成19年8月24日(金)午後2時(郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。)

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月24日(金) 午後2時  
イ 場所 島根県松江市殿町2番地 島根県第二分庁舎 4階第一会議室

### 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 6 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

### 9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### 10 その他

詳細は入札説明書による。

11 Summary

(1) Subject matter of Tender

The contract of usage about Wide Area Network Service that lies in Shimane Prefectural Police Information Network

(2) Time Limit of Tender

At 2:00 p.m on the 24th August, 2007

(3) For further Information

Accounting Division, Shimane Prefectural Police Headquarters,  
8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture,  
690-8510 Japan  
0852-26-0110 (ext. 2235 or 2236)

雑 報

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成19年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条の規定により公示する。

平成19年7月13日

高圧ガス保安協会会長 作 田 穎 治

1 試験の種類

乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験（液石）

丙種化学責任者試験（特別）

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成19年11月11日（日）午前9時30分から

3 試験地

松江市及び江津市

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）常置場所及び提出先

(1) 電子申請：平成19年7月17日（火）から高圧ガス保安協会ホームページ掲載（<http://www.khk.or.jp>）

(2) 書面受付：平成19年7月17日（火）から下記の試験事務所で無料配布

松江市千鳥町15番地 コープビル1F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所

TEL0852 - 21 - 9716 FAX0852 - 27 - 8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、

送料は受験者負担とする。)

#### 7 受験願書受付期間および受付方法

(1) 電子受付：平成19年 8月27日(月) 午前10時から平成19年 9月 9日(日) 午後 5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。(http://www.khk.or.jp)

受付開始時刻は、受付開始日の午前10時から、受付期間中24時間受け付ける。ただし、受付終了日の9月 9日(日)は、午後 5時まで

(2) 書面受付：平成19年 8月27日(月) から平成19年 9月 7日(金)まで島根県試験事務所で、郵送または直接受け付ける。

(郵送による場合は、平成19年 9月 7日までの消印があるもの(料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成19年 9月 7日までに到着したもの)に限り受け付ける。ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なくすべて高圧ガス保安協会試験センターに提出)

#### 8 受験手数料

試 験 の 種 類	受 験 手 数 料	
	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	9,500円	10,000円
丙種化学責任者試験及び第三種冷凍機械責任者試験	8,900円	9,400円
第一種販売主任者試験	8,000円	8,500円
第二種販売主任者試験	6,200円	6,700円

#### 9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ持参すること。受験票を持参しなかった場合、または受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の6第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成19年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成 9年通商産業省令第11号)第104条第4項の規定により公示する。

平成19年 7月13日

高圧ガス保安協会会長 作 田 穎 治

#### 1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

#### 2 試験日時

筆記試験 平成19年11月11日(日) 午前 9時30分から

技能試験 平成19年11月25日(日) 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

#### 3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

#### 4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

#### 5 合格基準

合格基準点は、筆記(各科目)・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

#### 6 受験願書(案内)の常置場所及び提出先

(1) 電子受付：平成19年 7月17日(火)から高圧ガス保安協会のホームページ掲載(http://www.khk.or.jp)

(2) 書面受付：平成19年7月17日(火)から下記の試験事務所で無料配布

松江市千鳥町15番地 コープビル1F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所

TEL0852-21-9716 FAX0852-27-8050

(受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。)

7 受験願書受付期間および受付方法

(1) 電子受付：平成19年8月27日(月)午前10時から平成19年9月9日(日)午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。(http://www.khk.or.jp)

受付開始時刻は、受付開始日の午前10時から、受付期間中24時間受け付ける。ただし、受付終了日の9月9日(日)は、午後5時まで

(2) 書面受付：平成19年8月27日(月)から平成19年9月7日(金)まで島根県試験事務所で、郵送または直接受け付ける。

(郵送による場合は、平成19年9月7日までの消印があるもの(料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するもの)にあっては、平成19年9月7日までに到着したもの)に限り受け付ける。

8 受験手数料

(1) 電子受付 22,500円

(2) 書面受付 23,000円

9. 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ持参すること。受験票を持参しなかった場合、または受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

公益信託しまね女性ファンド(第15期)信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、信託法(大正11年法律第62号)第69条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成3年島根県規則第41号)第6条の規定に基づき公告する。

平成19年7月13日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県の女性を主たる構成員とする団体により行った、魅力ある地域づくり活動15事業に対して計3,396,000円、男女共同参画社会づくり活動18事業に対して計4,833,000円、次代を担う人づくり活動10事業に対して計2,885,000円、水と緑豊かな環境づくり活動4事業に対して計1,228,000円、合計47事業12,342,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況(平成19年3月31日現在)

資産合計	金427,723,416円
負債合計	0円
正味信託財産	金427,723,416円